

## 従業員持株制度の会計に関する実現利益及び分配可能利益の決定指針

著者	深谷 和広
雑誌名	東邦学誌
巻	34
号	1
ページ	113-125
発行年	2005-06-30
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1532/00000069/">http://id.nii.ac.jp/1532/00000069/</a>

## 「従業員持株制度の会計に関する実現利益及び分配可能利益の決定指針」

深谷和広

### （解説）

本稿は、2004年12月、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会・スコットランド勅許会計士協会によって発表された「UITF要約書第38号とUITF要約書第17号改訂版の順守による従業員持株制度の会計に関わる実現利益の決定、および分配可能利益の影響に関する指針（TECH 64/04）」の本文を資料紹介するものである<sup>1)</sup>。まず、簡単にこれまでの経緯を述べることにしたい。

#### ○ 分配可能利益の決定

英国では、1985年会社法が会社の分配可能利益を決定する法的根拠を提供している。分配できる範囲は個別会社の分配可能利益に限定されている。会社法は、分配可能利益を、実現利益累計額から実現損失累計額を控除したものと定義する [これを実現テストと呼ぶ] (第263条(3))。実現利益・実現損失は会計目的での実現利益・実現損失の決定に関連し、計算書類を作成した時点における一般に認められた原則に従って作成された計算書類において実現とされる利益または損失と定義されている (第262条(3))。閉鎖会社の場合には利益分配以前に未実現損失を填補する必要はないが、公開会社の場合には分配前に実現利益から控除しなければ

ならない。さらに公開会社の場合、利益処分後の純資産が最低でも払込資本金および分配不能積立金の合計以上でなければならない (第264条(1)) [これを実現テストと呼ぶ]。従って、分配可能利益の金額を決定するには、閉鎖会社の場合には実現テストに合格すること、また公開会社の場合には実現テストおよび純資産テストに合格しなければならない。分配可能利益額の決定には実現利益または実現損失の決定が重要な問題として存在するのである。

#### ○ 実現利益／実現損失の決定指針

英国では1981年に会社法は実現の判定根拠として一般に認められた会計原則を採用したため、この会計原則の解釈が重要な会計問題として登場することになった。1982年には専門会計士団体が最初の解釈指針を公表することになったのである。それが「実現利益の決定と分配可能利益の開示」(以下解釈指針)であった<sup>2)</sup>。この解釈指針は判断根拠として現金対価の授受を採用するものであった。しかしながら、英国では1990年代の経済活動の大きな変化に伴って、この解釈指針では対応できない事態が生じることとなった。イングランド・ウェールズ勅許会計士協会及びスコットランド勅許会計士協会は解釈指針を改訂する作業を進め、2003年

3月新たな指針を公表した。それが「1985年会社法での分配の文脈における実現利益と実現損失に関する決定指針(TECH 7/03) (以下決定指針)」である<sup>3)</sup>。この決定指針は新たな実現の決定原則を設定し、実現決定の判断根拠を提供するものである。しかしながら、この指針は当時の認識されていた全ての問題を取り扱うものではなかった。

#### ○ FRS17「退職給付」に関する指針

残された課題の一つは、財務報告基準第17号「退職給付」(以下FRS17)の適用に関する問題であった。2002年にFRS17暫定開示の影響に関する指針「“FRS17”暫定開示と会社による分配(TECH 3/02)」を公表したが、この指針は実現利益／実現損失の決定に関する直接的な判断根拠を提供するものではなかった<sup>4)</sup>。2004年4月この問題に関する指針案「実現損益に関するFRS17“退職給付”への影響の指針(TECH13/04)」が公表され、関係者からのコメントを踏まえて同年12月には「実現損益に関するFRS17“退職給付”とIAS19“従業員給付”への影響の指針(TECH50/04)」として完成した<sup>5)</sup>。これは決定指針(TECH 7/03)の追加版として、新たな年金会計に関する実現利益／実現損失の決定指針を提供している。

#### ○ 従業員持株制度に関する指針

また2004年12月従業員持株制度の会計に関して「UITF要約書第38号とUITF要約書第17号改訂版の順守による従業員株式制度の会計に関わる実現利益、および分配可能利益への影響に関する指針(TECH 64 / 04)」を完成した。この指針は報酬制度である従業員株式制度(ESOP=Employee share ownership plan)に対応するために設定されたESOP信託の会計に関する問題を取り扱っている。ある会社が

ESOP信託へ資金提供し、この会社が事実上ESOP信託の資産／負債を支配している。ESOP信託は報酬として従業員に提供するために自己株式を保管する役割を担う機関として設定される。UITF要約書第38号は、このような資金提供会社がESOP信託への資金提供を通じた自己株式の取得を資産ではなく資本の払い戻しとして資本から控除とすることを提案している。またUITF要約書第17号改訂版は株式報酬としての株式オプションを公正価値で損益計算書に費用計上し、同額を資本計上することを提案する。

この指針は分配可能利益を決定する上でのESOP信託が取得する自己株式の新しい会計処理の意味について検討し、また自己株式取得への資金援助規則の諸要件の影響をも含むものである。この指針で取り扱うQ1、2、9、10、11及び12は全ての会社に該当するものである。またQ3、4、5、6、7及び8は公開会社にのみ該当するものである。質問を一覧表にまとめると以下ようになる。

1 法律上の問題		
Q1	ESOP株式の取得は法律上の分配に当たるのか？	全社
Q2	ESOP株式の取得は直ちに実現損失となるのか？（従って第263条の分配可能利益に影響をあたえるものか？）	全社
Q3	ESOP株式の取得は直ちに第264条適用により分配可能性に影響を与えるのか？	公開会社
Q4	ESOP信託の新規株式応募は直ちに第264条適用により分配可能性に影響を与えるのか？	公開会社
Q5	資金援助規則の結果として、ESOP信託の株式取得への公開会社の出資が分配可能利益にどのような影響を与えるのか？	公開会社
Q6	UITF38の採用時に会社の会計方針を変更する場合、資金援助されるESOP信託の株式取得について分配可能利益にどのような影響を与えるのか？	公開会社
Q7	金庫株（第162A条）に関する上場公開会社の持分からのESOP信託の株式取得について、分配可能利益への直接的影響はどのようなものか？	公開会社
Q8	（従業員や市場から）ESOP株式の当初取得が分配可能利益に直ちに影響する場合、ESOP株式に関わる収入受取りの時点では分配可能利益への影響はどのようなものか？	公開会社
2 一般に認められた会計原則に関する諸問題		
Q9	UITF17（2003年改訂版）における損益計算書の費用または株主資金の貸方項目をそれぞれ実現損失／実現利益とすることに妥当性があるのか？（この場合、分配可能利益に影響を与えないのか？）	全社
Q10	ESOPが保有する株式を取得価額以下で従業員に譲渡する場合、どの時点で価値下落分を実現損失とするのか？	全社
Q11	ESOPが保有する株式を応募価格以下で従業員に譲渡する場合、どの時点で価値下落部分を実現損失とするのか？	全社
Q12	ESOP信託が市場で株式を購入し、また同時により高い価額でこれを売却する場合、会社の観点からみれば、この剰余金は実現利益ですか？実現である場合、これを分配に利用することは可能ですか？	全社

---

## はじめに

I-1 この資料はUITF要約書第38号「ESOP信託の会計」（以下UITF38）およびUITF要約書第17号（2003年改訂）「従業員株式制度」（以下UITF17）に関連して、1985年会社法の分配の文脈から、会社法または他の法律によって設立／登記された会社における実現利益／実現損失の決定、および公開会社に関する分配可能利益の影響に関する指針を設定するものである。

I-2 1985年会社法では分配は個別の会社レベルで実施されるものであって、グループ単位で行うことはない。グループの計算書類は、分配目的での利用可能な会社利益を決定する観点からは目的適合性はない。また英国会社法は分配可能利益を個別計算書類の記録から決定するように要求している。

I-3 UITF38は2003年12月5日に公表されたものである。早期適用が奨励されている。また2004年6月22日以降に終了する会計期間の財務諸表から適用しなければならない。これまでESOP信託の会計に関する諸要件はUITF要約書第13号「ESOP信託の会計」（以下UITF13）で規定されてきた。しかしながら、この内容はUITF38によって廃止されることになった。この要約書との原則的な違いは以下の点にある。すなわち、UITF13では資産計上することを要求してきた。他方、UITF38はESOP信託によって保有される自己株式への投資（ESOP株式）を株主資金計上時に控除するよう要求する。この方法を順守するならば、ESOP株式の取得、売却、発行および消去の時点では、期間中の損益計算書及び総認識利得損失計算書において何らの利得／損失も認識されることはない。

I-4 UITF17（2003年改訂）は、株式報酬制度について損益計算書の費用計上と処理する。UITF17（2000年改訂版）ではUITF13と共に以下のように処理することを提案した。ESOP信託が市場から株式を取得する場合、この株式簿価が損益計算書の最低費用を形成する（ただし、従業員からの拠出部分を除く）。UITF17（2003年改訂版）では、この処理方法は該当しなくなった。損益計算書の最低費用は常に権利付与日における株式報酬の本源的価値で計算される。

I-5 財務報告基準第20号「株式報酬」（以下FRS20）は持分決済型株式報酬部分を権利付与日の持分金融商品の公正価値で損益計算書に費用計上することを要求している。費用額はUITF17（2003年改訂版）よりもFRS20の方がより大きくなるとは必ずしも言えないが、必要な仕訳は基本的に同じである。従って、分配可能利益に関わる意味もまた同じである。

I-6 UITF38の法律上の検討ノートは、要求される会計処理を順守する時点で分配可能利益の意味を理解すべきとする法律的助言を提供している。この法律上の検討ノートは指針の付録として再録されている。この指針内容は法律上の検討ノートと合致するものである。しかしながら、ここではさらにいくつかの問題を検討すると同時に、この法律上の検討ノートでは扱われなかった諸問題についても記述している。

I-7 この指針は典型的な事例の諸状況に関するいくつかの問いから構成される。問いのうち、Q1～Q8は主に法律問題を取り扱うものである。またQ9～Q12は、実現損益を決定する上で一般に認められた会計実務の問題を取扱っている。この問題は1985年会社法第262条

(3)の文脈から目的適合性がある。すなわち、この第262条(3)は以下のように記述する。「会社の計算書類の関係から“実現利益”／“実現損失”は、会計目的での実現利益／実現損失の決定のために計算書類の作成時において一般に認められた諸原則によって実現と処理される会社の利益／損失である。」

I-8 この指針案は2004年6月17日「TECH 21/04」として公表されたものである。このコメントを検討した結果として、狭い実体ベースでの規則を運用することを明確にするため、第154条での公開会社に関する資金援助規則の影響に関する指針を変更する（この点はQ5、Q6、第22項～第29項を参照のこと）。またESOP信託が株式応募する（取得ではなく）状況に対応するための追加質問を含んでいる。この株式は応募価格以下で従業員に譲渡される(Q11、第44項参照のこと)。

I-9 この指針は2004年12月21日時点の法律を反映するものである。英国及びスコットランド弁護士会（Counsel）は法律に関するQ1～Q8までの分析内容がその時点の法律内容に合致することを確認した。

I-10 この弁護士会は（当会計士協会を除き）この指針で述べる諸事項の助言に関する責任を負うものではない。

## 指 針

### 背 景

1 ある会社が自己株式を取得する授業員持株制度信託（以下ESOP信託）への出資会社である。この会社はESOP信託の資産／負債を

事実上は支配する。従って、この会社は法定の個別計算書類で信託の資産／負債を認識するよう要求される。この結果、ESOP信託の自己株式取得（ESOP株式）は、これまでUITF13に準拠してこの会社の計算書類において資産の取得として処理してきた。しかしながら、UITF38は2004年6月22日以降終了する会計期間からUITF13を廃止し（早期適用は奨励される）、ESOP株式の費用は計算書類からの株主資金控除として計上時に表示することとした。この処理方法との首尾一貫性を保つため、ESOP株式の取得、売却、発行、及び消去の時点では、損益計算書並びに総認識利得損失計算書において利得／損失を認識をすることはなくなった。

2 ESOP信託の出資会社は信託で保有される株式の会社以外である可能性もある。例えば、ある子会社が親会社の株式を保有するESOP信託の出資会社である可能性がある。この事例では、この株式は子会社の財務諸表の観点からは「自己株式」とはならないので、UITF38には該当しない。この株式は子会社の貸借対照表の資産として認識されることになる。

### この指針で述べる諸問題

3 この指針は、ある会社の分配可能利益を決定する上での、ESOP株式の新しい会計処理の意義を検討するものである。この指針は自己株式を取得するための資金援助に関する諸要件の影響をも含む。この指針が提供するQ&Aの内容は完璧なものではない。また取締役は分配の提案及び実施の時点における慣習法上の義務にも注意しなければならない。特に、この指針の対象には該当しない諸状況については会社自ら法律上の助言を求めな

ればならない。Q1、2、9、10、11及び12は全ての会社に該当するものである。またQ3、4、5、6、7及び8は、公開会社にのみ該当するものである。

4 UITF38の法律上の検討ノートは法律上の助言を提供するものである。すなわち、この要約書で要求される会計処理が順守された時点で、UITF38は分配可能利益の意味を容認するというものである。参照のために法律上の検討ノートをこの指針付録として再録している。この指針は法律上の検討ノートに合致する。また、いくつかの問題を検討すると同時に、この法律上の検討ノートで検討されなかった諸問題についても記述している。

5 英国及びスコットランド弁護士会は、本指針第6項～第33項におけるQ1～Q8の分析内容が2004年12月21日現在の法律に合致することを確認している。

## 法律上の諸問題

**Q1 ESOP株式の取得は法律上の分配に当たるのか？**

6 いいえ。UITF38の法律検討ノートは、この指針付録に掲載されるように、ESOP信託の株式取得は分配に当たらないと述べている。なぜなら、法律上は会社によって資金援助される可能性はあるが（この場合、部分又は全体として最終的に回収できない贈与または貸付、あるいは限定的に一部のみ回収できる信託貸付保証などの手段で）、この信託が株式を取得するからである。（1985年会社法での公開会社による資金援助としての取引規

制については以下Q5を参照のこと。）

**Q2 ESOPの株式取得は直ちに実現損失となるのか？（従って、第263条の分配可能利益に影響するものか？）**

7 いいえ。UITF38の法律検討ノートは、ESOP信託の株式取得それ自体は実現損失を生じないことを明らかにしている。従って、このような株式取得は第263条に基づく分配可能利益額を減少させることにはならない。

8 しかしながら、公開会社の場合、第263条と第154条との関連において分配可能利益に影響があるか否かについては再検討する必要がある。（以下Q3～Q6を参照のこと）。また、全ての会社について株式取得それ自体が直ちに実現損失を生じるものではないものの、株式への権限付与などその他の諸要素の影響もまた再検討しなければならない（以下Q10、Q11を参照のこと）。

**Q3 公開会社について、ESOP株式の取得は直ちに第264条の適用により分配可能性に影響を与えるのか？**

9 はい。公開会社が資金提供を行うESOP信託の株式取得は直ちに支払対価だけ第264条により分配可能利益を制限することになる。なぜなら、以下で詳述するように、一方では正味資産を直ちに減少させ、他方では株式資本又は分配不能積立金を変化させないからである。

10 公開会社は以下の場合にのみ分配することが可能である[第264条(1)]。

- (a) 正味資産額が払込済株式資本及び分配不能積立金の合計額を下回らない場合、かつ
- (b) 分配によって正味資産額をその合計額以下に下回らせない場合

### 正味資産の変動

- 11 第264条は「正味資産」を会社の資産合計から負債合計を控除したものとする。第270条は、正味資産を「適切な計算書類」で示されるものとする。計算書類は会社法の第八部の下で適切に作成された最新の計算書類のことである。またある状況では、適切な計算書類は、同じ基準で作成された期首の計算書類または中間の計算書類のことである。従って、第264条の正味資産は会計基準やUITF要約書に準拠し決定しなければならない。適切な計算書類や正味資産にはUITF38で報告されるESOP信託の資産・負債を含めなければならない（“広い実体会計”）。会社とESOP信託の間のローンだけではない（“狭い実体会計”）。
- 12 UITF38で要求される会計処理の影響は、適切な計算書類を作成する場合、ESOP信託が保有する自己株式を計上時の資産ではなく、資本控除として処理することにある。従って、第264条(2)の定義によって適切な正味資産額を保有する自己株式だけ減少させることになる。（これがESOP株式に対する対価である。）
- 13 ESOP信託で保有する自己株式に関する「資産」の注記開示は、第264条の正味資産を回復させるものではない。自己株式が会計上の資産でないならば、第264条の適用時点では正味資産を計算する上での資産とはならない。これはTECH03/02「会社によるFRS17

暫定的開示及び分配」の指針と合致するものである。すなわち、注記開示は分配可能利益を決定する上での目的適合性はない。

### 株式資本または分配不能積立金における変化

- 14 第264条は会社の分配不能積立金を定義している。端的に言えば、会社の未実現利益から未実現損失を控除したものを意味する。ただし、この金額がゼロ以下になることはない（すなわち、正味未実現損失は定義から除外されるからである）。
- 15 株主資本計上時の控除項目としての性格付けは法律問題としては容易な問題ではない。またこの控除を損失と処理してはならない（このために余計な実現問題を提供することになる）。会社の個別計算書類の立場からは（“広い実体”ベースでは）、会社はESOP株式への支配を喪失することはないし、また客観的に測定可能な価値減少の影響を受ける株式保有にも当たらないためである。また、適用可能な会計処理として会社にESOP株式の資産計上を認めないとすれば、会社は控除を損失と分類すると主張される可能性があるし、また同じく資本の戻しと主張される可能性もあった。弁護士会は当協会に対して表示よりも実質に重点を置いた特徴付けこそが支持を得られる見解であり、この控除を損失と特徴付けてはならないと助言した。

- 16 従って、株式資金の計上時点におけるESOP株式の控除は実現損失でも未実現損失でもない、また分配不能積立金の残高に影響を与えるものでもない。

### 第264条の分配可能利益への影響

- 17 従って、正味資産を減少させるが株式資本



や分配不能積立金に影響がない場合、ESOP株式の取得は第264条の適用で許容される分配限度額（「許容分配限度額」）に影響を与えることになる。別の言い方をすれば、この条文の影響は、実現損失でも未実現損失でもない正味資産の控除によって分配可能利益を制限することにある。

18 また、未実現利益の存在はこの状況を変化させることにはならない。（例えば、未実現利益はこの控除との相殺のために用いることはできない。なぜなら、この控除は未実現損失ではないからである。）

**Q 4 公開会社について、ESOP信託による新規株式応募は、直ちに第264条の適用により分配可能性に影響を与えることになるのか？**

19 はい。資金提供したESOP信託による公開会社の新規株式への応募は直ちに第264条の分配可能利益の許容分配限度額を制限することになる。

20 第264条の適用はQ 3ですすでに検討した通りである。新規株式応募の場合、正味資産は変化することはない。ESOP信託による株式応募のための現金は、UITF38によって応募の前後に出資会社の貸借対照表に記録されることになるからである。

21 しかしながら、この会社の払込済株式資本の金額は信託への発行株式の額面額のみ増加する。また分配不能積立金の金額も発行時に生じた株式払込剰余金だけ増加する。例えば、ESOP信託が市場価値で株式応募する場合、これは額面価額と株式払込剰余金の価額であ

る。第264条で定義されるように、分配不能積立金は応募により他の影響を受けることはない。従って、会社の払込済株式資本と分配不能積立金の合計額のうち会社の正味資産超過分だけ減少し、会社の許容分配可能限度額は株式発行価額に制限される。（すなわち、ESOPの株式応募からの収入額である。）

**Q 5 資金援助規則の結果として、ESOP信託の株式取得への公開会社の出資が分配可能利益にどのような影響を与えるのか？**

22 第153条(4)の理由により適切な援助が認められると想定すると、公開会社の場合には、この会社が資金援助により減少しない正味資産を持つか、また資産が資金援助により減少する部分は分配可能利益から援助が提供される場合のみ、この資金援助を提供することができる。

#### **正味資産**

23 第154条では、「正味資産」は資金援助直前に会社の「会計記録」に示される資産・負債の金額を配慮した上での会社の資産合計が負債合計を超える金額と定義される。この定義は第264条とは対照的なものである。第270条により、正味資産は会社の「適切な計算書類」に示される資産合計から負債合計を控除した差額である。

24 第221条は取引を表示・説明し、会社法の第七部の下で作成される貸借対照表及び損益計算書が会社法の諸要件に準拠すると十分に保証できる会計記録を保持することを取締役に義務付けている。したがって、少なくとも、この記録は会計基準やUITF要約書に準拠しなければならない。しかしながら、これは完

全に会計基準やUITF要約書の諸要件に準拠した会計記録を義務付けるものではない。すなわち、会社法の要件に準拠した計算書類を作成する上でいかに適切に修正したか記録から明らかにできることを前提とするものである。従って、第221条は「広い実体会計」の下で（Q3で記述したように）第154条の正味資産を決定するよう要求しているわけではない。

25 従って、このような要件がない場合、会社の資産・負債とは自然な意味でなければならない。すなわち、法人としての会社における資産と負債である。別の言い方をすれば、“狭い実体会計”ベースが会社の正味資産の決定、または当該会社の正味資産を減少させるか否かの決定に用いられる。したがって、UITF38の結果として、この観点からすれば、会社の正味資産のポジションの査定において変更はない。

#### 分配可能利益から資金援助する場合の第264条の影響

26 ある会社が資金援助規則により分配可能積立金から正味資産を減少させ、ESOP信託が株式を取得する場合、第264条は第154条の下で計算される正味資産の減少額と同等額だけ許容分配限度を制限するように要求していない。

27 第154条と第264条は異なる目標に誘導される。第154条は狭い実体ベースで検査される資金援助規定の合法性を決定する。第264条は広い実体ベースで検査される許容分配限度を決定する。広い実体ベースの場合、ESOP信託への資金援助は株式の取得時までには支払済みとして処理することはない。その

取得時に、正味資産を株式の支払対価だけ減少させる。（Q3の記述のように）。

28 第274条は累積規則を内包する。この場合、分配は特定の計算書類または実施済みの分配を参照して提案される。第274条(2)は、分配可能利益から提供されて、第154条の下で提供を要求される資金援助を累積規則のもとで検討することを明らかにしている。この規則は継続的に適用される。

**Q6 UITF38の適用時点に会社の会計方針を変更する場合、資金援助されるESOP信託の株式取得について公開会社の分配可能利益にどのような影響を与えるのか？**

29 資金援助か別の方法かは関係なく、正味資産の減少に影響する会計方針の変更は以前の資金援助の合法性に影響を与えるようなことはない。しかしながら、第264条の影響のために、決算日にESOP信託が株式を保有する場合には、この変更は許容分配限度の制限に影響する可能性がある。

**Q7 金庫株（第162A条）に関する上場公開会社の持分からのESOP信託の株式取得について、分配可能利益への直接的影響はどのようなものか？**

30 ESOP信託による金庫株の現金取得は、第162F条の目的では金庫株の現金売却になる（以下第31項参照のこと）。従って、この収入部分は株式の元々の取得価格に等しい金額だけ分配可能利益を増加させる（すなわち、金庫株を取得した時点で生じた減少を回復させるからである）。この超過部分は株式剰余金勘定の貸方に記入される。同時に、これまで

の金庫株は現在のESOP株式であるが、あたかも第三者から同じ価額で取得した様に分配可能利益目的で計上し、処理される。すなわち、ESOP信託の支払対価の全体が分配可能利益の金額を制限する。(Q3～Q6参照のこと)

31 第162 D条(1)は次のように述べている。金庫株として株式を保有する場合、会社はある時点に「(a)現金で…株式を売却するか、(b)従業員持株制度に従って、この株式を振替えるか(c)その株式を消却する可能性がある。」第162F条は株式の売却時点における処理方法を取り扱っており、取得価額を超える超過部分は分配可能利益を補填する目的で株式払込剰余金に貸記するよう要求する。第162 D条(1)(b)に従って、株式を従業員持株制度に“振替える”場合、その収入についてまったく処理方法を規定していない。ESOP信託への現金対価による金庫株の売却は第162F条に該当する。すなわち、第162F条は第162 D条(1)(a)の範囲に該当する売却のみ排他的に適用するのではなく、この売却が第162D条(1)(b)の振替に該当するとしても、ESOP信託への金庫株の売却についても適用する。

32 取得価額以上で株式を売却する場合、この金額を株式払込剰余金勘定に振替える第162F条の要件は金庫株にのみ適用する。これに匹敵する状況でESOP株式が売却される場合、これらの振替を要求することはないが、このことは認められる。この結果として信託で生じる剰余金が会社の立場からすれば分配可能利益か否かについては以下のQ11で記述する。

**Q8 公開会社に関してのESOP株式の当初取得が分配可能利益に直ちに影響する場合、(従業員や市場から) ESOP株式からの収入受取りの時点で分配可能利益への影響はどのようなものか?**

33 公開会社の場合、ESOP株式の当初取得は第264条の分配可能利益に直接影響を与える。なぜなら、株式資本や分配不能積立金の対応する減少なくして正味資産を減少させるからである(上記Q3参照のこと)。しかしながら、オプション保持者がこの株式に応募、また株式が市場で売却される場合、収入受取額が会計記帳に生じる(借方:現金 貸方:株主資本)。すなわち、これは状況を逆転させ、収入の範囲で分配可能利益を回復させることになる。ようするに、正味資産は第264条の観点からは増加するが、これに応じて株式資本と分配不能積立金を増加させない。

#### 一般に認められた会計原則に関する諸問題

**Q9 UITF17 (2003年改訂版)における損益計算書の費用、または株式資本の貸方項目は、それぞれを実現損失/実現利益として計上することに妥当性があるのか?(この場合、分配可能利益に影響を与えないのか?)**

34 UITF17 (2003年改訂版)の法律上の検討ノートは、株主資本の貸記を株式払込剰余金以外の積立金の貸方項目とすると述べている。しかしながら、損益計算書の費用が実現損失であるのか否か、また積立金の貸方項目が実現利益であるか否かについては述べていない。以下で述べるように、UITF17 (2003年改訂版)の損益計算書の費用と対応する株

主資本の貸方項目をそれぞれ実現損失と実現利益と見ることは適当である。従って、要求される会計処理では相殺により分配可能利益に影響を与えることはない。

35 TECH 7/03は、全ての損失について、法律、会計基準あるいはTECH 7/03で別の方法を提案する場合を除いて、実現損失とみなすべきであると述べる。すなわち、費用を損失とみる場合、TECH 7/03は別の文脈において（例えば、再評価積立金や合併積立金など）未実現積立金を関連資産の減価償却や評価減を通じて実現するように処理することを明らかにしている。従って、UITF17（2003年改訂版）の費用を損益計算書に含めると仮定すれば（費用計上を資産の製造原価の一部として資産化する場合を除く）貸記項目は実現利益となり、分配可能積立金に影響を与えない。

**Q10 ESOPが保有する株式を取得価額以下で従業員に譲渡する場合、どの時点で価値下落分を実現損失とするのか？**

36 ESOP信託の株式取得それ自体は実現損失ではないし（Q2参照）、公開会社を除けば、別の方法で直接的に利用可能利益の分配に影響を与えることもない。しかしながら、このESOP株式を取得価額以下で従業員に譲渡する場合には、価値下落部分がある下落時点で実現損失と処理することは明らかである。ある事例では、株式の取得価額以下の行使価額でオプションが付与される可能性がある。別の事例では、特定の業績条件やサービス条件を達成することにより、対価なしで株式が譲渡される可能性もある。これら全ての事例において、株式の取得価額と従業員からの受取

収入額との差が、償却期間または費用計上期間を通じて実現損失となるものとみなさなければならぬ。実現損失と実現利益について、UITF13で要求する会計処理と同じ効果を達成することになるだろう。この処理方法は分配利用可能な利益を決定する上で一般に認められるものとなった。

37 会計と異なるベースで実現利益／実現損失を計算する場合には優先順位が存在する。これはFRS10付録Vで説明されている。これは積立金によるのれんの償却に関する実現利益の影響を取扱うものである。ここでは、実際の価値減少ではなく、会計方針の問題として取得時点にのれんを即時償却する場合（FRS10が発効する以前の時点で）、実現積立金を直ちに減少させてはならないと述べている。この代わりに、損益計算書を通じてのれんを償却すると同じ結果を得るために、有効経済耐用年数を通じた実現積立金の減少として処理することができる。

38 当該株式にオプションを付与し、このオプションがアウト・オブ・ザ・マネーの状態にある場合、また特定の株式報酬制度に設定されない「剰余」株式がある場合、株式の市場価値がその購入価額以下に下落するならば実現損失が発生するかもしれない。以前のUITF13の要件では、ある状況では減損との関連で株式を下方評価しなければならない。（すなわち、会社法第4付則para.19(2)「永久的な価値減少」で要求されるものである）。このような減損引当金が要求されるか否かを決定するための検討（また取得価額と従業員からの収入受取額との差の相互関係）は複雑であり、この指針の範囲を超えるものである。しかしながら、UITF13ではESOP株式が資

産として記録される前提の下に引当金が要求されたのであれば、UITF38では同額を実現損失とみなさなければならない。

39 UITF38の法律上の検討ノートは以下のよう  
に述べている。ESOP信託の株式取得それ  
自体は当該会社を実現利益／実現損失を生じ  
ることではない。しかしながら、「会社はESOP  
信託とのその他の取引も検討する必要がある。  
例えば、株式取得のために資金提供する  
ESOPへのローンである。またこれらは会社  
の実現利益や実現損失に影響を与えるかもし  
れない。」ESOPのローンは、実現利益や実現  
損失を「狭い実体会計」で決定すべきもので  
あると理解されるかもしれない（Q3を参照  
のこと）。しかしながら、これはその事例に  
は該当しない。UITF38の法律上の検討ノ  
ートはローンの存在を目的適合性のある諸要  
因の一つとして述べている。ESOP信託の株  
式取得が会社のローンからの資金提供を受け  
て、より低い価格のオプションでこの株式を  
提供する場合、価値下落部分はローンの回収  
可能性に影響を与えることになる。このア  
プローチは、上記の業績期間に分散される影  
響よりも株式へ権利付与する時点で実現利益  
を価値下落部分だけ減少させることは明らか  
であるかもしれない。これはその事例には該  
当しない（しかし公開会社の資金援助につ  
いてQ5参照のこと）。なぜなら、このロー  
ン（またはESOP信託への贈与）を前払いと  
みなすことが可能であり、また減損がなけ  
れば（第38項を参照のこと）、効果的に将  
来のサービスに付随する現金賞与と同様に  
業績期間にわたり償却できるからである。

**Q11 ESOPが保有する株式を株式応募価格以下で従業員に譲渡する場合、どの時点で価値下落部分を実現損失とするのか？**

40 ESOP信託の株式応募それ自体は実現損失を生じさせないし（Q2参照のこと）、公開会社を除いて、別の方法による利用可能利益の分配にも影響を与えない。しかしながら、Q10で述べた株式取得の場合、この株式を応募価格以下で従業員に贈与するならば、実現損失が生じる可能性がある。これらの全ての事例で、株式の取得価額と従業員から受取収入額との差額を償却期間または費用計上期間を通じて実現損失とみなさなければならない。

**Q12 ESOP信託が市場で株式を購入し、同時により高い価額でこれを売却する場合（例えば従業員や市場に）会社の観点からみれば、この剰余金は実現利益ですか？これが実現である場合、これを分配に利用することは可能ですか？**

41 はい。以下の第43項で述べるように、剰余金は実現利益である。しかしながら、これは分配可能であるか否かについては、第281条で取締役要求されるように、幅広い慣習上法の義務に配慮しなければならない。第44項で説明するように、この利益は将来のある時点までは分配可能とはならないかもしれない。

42 UITF13とUITF38の両方において、資金を提供する会社はこの信託をあたかも会社の部門や支店のように信託の資産、負債、及び取引を計算書類に含める。従って、これは単なる連結計算書類に信託を含める問題ではない。この信託の資産、負債及び取引は会社の

個別計算書類に含まれる。分配に利用可能な利益の決定のために、これが「適切な計算書類」である。信託が損益計算書と同じ剰余金をもつ場合、会社の実現利益を計算する際にこれを反映すべきか否かという問題が生じる。

43 この信託が剰余金をもつ場合（例えば、取得価額よりも高い価額で株式を売却する場合）次のような議論が存在する。親会社が子会社の剰余金を自社の個別計算書類における実現利益として処理しないよう、親会社は信託の剰余金を実現利益の増加とみなしてはならない。しかしながら、次の点において明らかな差異が存在する。UITF13は信託の資産・負債を会社の個別計算書類に含めることを要求し、会社の損益計算書に信託の「利益」を含めることに関する法律上の問題については何ら言及しなかった。UITF38では、会社の損益計算書に計上すべき利益は生じなかった。しかしながら、この問題は会社の実現利益を決定する上ではなお目的適合性がある。株式売却のために信託が現金対価を受け取る場合（またはその他の「適格対価」である場合—TECH 7/03参照のこと）、これはUITF38の要件によって会社の貸借対照表に計上されることになる、この利益が会社の立場からは実現利益となるだろう。

44 しかしながら、取締役は第281条で要求される幅広い慣習法上の義務に配慮しなければならない。ESOP信託に留保される資産となる金額の分配については慎重とはみなされないため、会社の一般目的では利用することができない。信託の資産が将来の時点で費用と対応させるために用いられる場合、同額の利得をその時点で分配可能なものとして取り扱

うべきである。従って、費用から生じる実現損失は分配不能なものとして以前処理された認識利得を超えない範囲について、分配可能利益の減少はないだろう。

#### 〈注〉

1) ICAEW and ICAS, (TECH64/04) : *Guidance on the effect on realised and distributable profits of accounting for employee share schemes in accordance with UITF Abstract 38 and revised UITF Abstract 17*, December 2004.

本稿は (TECH 64/04) の本文を翻訳したものである。なお、同年6月にはほぼ同様な以下の指針案を提案している。

ICAEW and ICAS, (TECH 21/04) : *Guidance on the effect on realised and distributable profits of accounting for employee share schemes in accordance with UITF Abstract 38 and revised UITF Abstract 17*, June 2004.

2) CCAB, (TR481, TR482) : *The determination of realized profits and disclosure of distributable profits in the context of the Companies Act*, September 1982.

3) ICAEW and ICAS, (TECH7/03) : *Guidance on the determination of realized profits and losses in the context of distributions under the Companies Act 1985*, March 2003.

なお、この指針について以下拙稿を参照のこと。「実現損益の決定に関する指針の論理—TECH 7 / 03を中心に—」『東邦学誌』（第33巻第1号）

4) ICAEW and ICAS, (TECH3/02) : *FRS17 Transitional disclosures and distributions by Companies*, 2002.

5) ICAEW and ICAS, (TECH3/04) : *Guidance on the effect of FRS17 'Retirement benefits' on realized profits and losses*, March 2004. この指針について以下拙稿を参照のこと。「FRS17「退職給付」に関する実現利益／損失の決定原則—TECH13/04を中心に—」『東邦学誌』（第33巻第2号）

ICAEW and ICAS, (TECH 50/04) : *Guidance on the effects of FRS17 'Retirement benefits' and IAS19 'Employee benefits' on realized profits and losses*, November 2004.